

官報

号外 昭和二十五年七月二十五日

○第八回参議院會議錄第八号

昭和二十五年七月二十四日(月曜日)午前十時二十九分開議

議事日程 第七号

昭和二十五年七月二十四日

午前十時開議

第一 地方行政調査委員會議委員の任命に関する件

第二 罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案(内閣提出)

(委員長報告)

○副議長(三本治朗君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

去る十九日内閣から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを農林委員会に付託した。

自作農創設特別措置法等の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

建設委員会に付託

証券取引法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

災害救助法の一部を改正する法律案

厚生委員会に付託

同日各委員会において当選した理事は左の通りである。

人事委員会

理事 西田 天香君

郵政委員会

理事 深水 六郎君

理事 柏木 庫治君

電気通信委員会

理事 村尾 重雄君

理事 新谷寅三郎君

労働委員会

理事 原 虎一君

理事 一松 政二君

理事 渡多野林一君

理事 平沼彌太郎君

理事 羽仁 五郎君

同日委員長から左の報告書を提出した。

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案可決報告書

官報号外 昭和二十五年七月二十五日 参議院會議錄第八号 議長の報告

則第三千四百條第二項により要求する。

昭和二十五年七月十七日

建設委員長 柴田 政次

参議院議長佐藤尚武殿

去る二十日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

同日経済安定委員会において当選した理事は左の通りである。

同日経済安定委員会において当選した理事は左の通りである。

同日経済安定委員会において当選した理事は左の通りである。

同日経済安定委員会において当選した理事は左の通りである。

同日経済安定委員会において当選した理事は左の通りである。

同日経済安定委員会において当選した理事は左の通りである。

同日経済安定委員会において当選した理事は左の通りである。

同日経済安定委員会において当選した理事は左の通りである。

同日経済安定委員会において当選した理事は左の通りである。

同日経済安定委員会において当選した理事は左の通りである。

同日経済安定委員会において当選した理事は左の通りである。

同日経済安定委員会において当選した理事は左の通りである。

同日経済安定委員会において当選した理事は左の通りである。

同日経済安定委員会において当選した理事は左の通りである。

同日経済安定委員会において当選した理事は左の通りである。

同日経済安定委員会において当選した理事は左の通りである。

同日経済安定委員会において当選した理事は左の通りである。

同日経済安定委員会において当選した理事は左の通りである。

同日経済安定委員会において当選した理事は左の通りである。

同日経済安定委員会において当選した理事は左の通りである。

同日経済安定委員会において当選した理事は左の通りである。

同日経済安定委員会において当選した理事は左の通りである。

同日経済安定委員会において当選した理事は左の通りである。

同日経済安定委員会において当選した理事は左の通りである。

同日経済安定委員会において当選した理事は左の通りである。

同日経済安定委員会において当選した理事は左の通りである。

同日経済安定委員会において当選した理事は左の通りである。

同日経済安定委員会において当選した理事は左の通りである。

同日経済安定委員会において当選した理事は左の通りである。

同日経済安定委員会において当選した理事は左の通りである。

同日経済安定委員会において当選した理事は左の通りである。

同日経済安定委員会において当選した理事は左の通りである。

長承認の通りを第八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る二十一日議員栗山良夫君外五名から委員会審査省略の要求書を附して左の議案を提出した。

電源開発に對する対日援助見返資金融資の促進に關する決議案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

飲食営業臨時規程法の一部を改正する法律案(根本龍太郎君外十名提出)

同日懲罰委員会において当選した理事は左の通りである。

同日懲罰委員会において当選した理事は左の通りである。

同日懲罰委員会において当選した理事は左の通りである。

同日懲罰委員会において当選した理事は左の通りである。

同日懲罰委員会において当選した理事は左の通りである。

同日懲罰委員会において当選した理事は左の通りである。

同日懲罰委員会において当選した理事は左の通りである。

同日懲罰委員会において当選した理事は左の通りである。

同日懲罰委員会において当選した理事は左の通りである。

同日懲罰委員会において当選した理事は左の通りである。

同日懲罰委員会において当選した理事は左の通りである。

同日懲罰委員会において当選した理事は左の通りである。

同日懲罰委員会において当選した理事は左の通りである。

同日懲罰委員会において当選した理事は左の通りである。

同日懲罰委員会において当選した理事は左の通りである。

同日懲罰委員会において当選した理事は左の通りである。

同日懲罰委員会において当選した理事は左の通りである。

同日懲罰委員会において当選した理事は左の通りである。

同日懲罰委員会において当選した理事は左の通りである。

同日懲罰委員会において当選した理事は左の通りである。

同日懲罰委員会において当選した理事は左の通りである。

同日懲罰委員会において当選した理事は左の通りである。

同日懲罰委員会において当選した理事は左の通りである。

同日懲罰委員会において当選した理事は左の通りである。

同日懲罰委員会において当選した理事は左の通りである。

同日懲罰委員会において当選した理事は左の通りである。

同日懲罰委員会において当選した理事は左の通りである。

同日懲罰委員会において当選した理事は左の通りである。

同日懲罰委員会において当選した理事は左の通りである。

同日懲罰委員会において当選した理事は左の通りである。

同日懲罰委員会において当選した理事は左の通りである。

同日懲罰委員会において当選した理事は左の通りである。

昭和二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

委員会委員に荷見安君を任命すること
に同意した旨の通知書を受領した。
去る十九日各委員長から提出した左の
調査承認要求に対し、議長は去る二十
一日これを承認した。

郵政事業の独立採算制等に関する
調査承認要求書

一、事件の名称 郵政事業の独立採
算制等に関する調査

一、調査の目的 現行郵便料金制の
適否、特定局制度の在り方、簡易
保険事業の運営等を調査し郵政事
業の今後における適切な運営方
策を確立する。

一、利益 郵政事業の公益性と独立
採算制との調整に寄與する。

一、方法 関係官民の意見を聴取
し、資料を求め、又必要に応じ
て各地を視察する。

一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規
則第三十四條第二項により要求す
る。

昭和二十五年七月十九日

郵政委員長 大野 幸一

参議院議長佐藤尚武殿

経済安定計画の進展に伴う労働

問題に関する調査承認要求書

一、事件の名称 経済安定計画の進
展に伴う労働問題に関する調査

一、調査の目的 経済安定計画の進
展に因る企業の合理化は、多数の
解雇者を発生せしめたが、これは

新規雇用量の減少と相俟つて種々
重要な問題を提起しつつある。本
調査の目的は、安定計画の進展に
基因する一般労働問題に関し調査
研究せんとするものである。

一、利益 失業の突増、失業対策の
現況、その他一般労働事情の突増
を把握し、これが対策樹立に寄與
する。

一、方法 各関係者より説明意見を
聴取し、資料の提出を求めると共
に必要に応じ、工場労働関係諸
施設を視察する。

一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規
則第三十四條第二項により要求す
る。

昭和二十五年七月十九日

労働委員長 赤松 常子

参議院議長佐藤尚武殿

去る二十日各委員長から提出した左の
調査承認要求に対し、議長は去る二十
一日これを承認した。

通商及び産業一般に関する調査
承認要求書

一、事件の名称 通商及び産業一般
に関する調査

一、調査の目的 最近の国際情勢に
伴う我が国経済政策樹立の要請に
基き、通商状況及び産業情勢を全
面的に検討する。

一、利益 貿易及び産業に関する法
案審査に資するとともに経済自立

体制確立に寄與する。
一、方法 政府、各産業団体、各企
業及び学識経験者並びにその他関
係者の出席を求め説明又は意見を
聴取し、資料をせし集し、又必要
に応じて関係諸施設を視察する。

一、期間 今期国会中
右委員会の決議を経て、参議院規則
第三十四條第二項により要求する。
昭和二十五年七月二十日

通商産業
委員長 深川榮左エ門

参議院議長佐藤尚武殿

日本経済の安定と復興に関する
調査承認要求書

一、事件の名称 日本経済の安定と
復興に関する調査

一、調査の目的 わが国内外の状況
の変化に伴い、日本経済の安定と
復興のための諸方策の実施状況
と、実施諸条件に関する調査研究
を行う。

一、利益 現下の日本経済諸施策の
具体化に資し、もつて日本経済再
建の方向を確立することができ
る。

一、方法 政府及び民間関係者より
説明及び意見を聴取し、資料を蒐
集し、必要に応じ実地調査を行
う。

一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規
則第三十四條第二項により要求す
る。

昭和二十五年七月二十一日

電気通信
委員長 寺尾 豊

参議院議長佐藤尚武殿

電波行政に関する調査承認要求
書

一、事件の名称 電波行政に関する
調査

一、調査の目的 第七回国会にて成
立した電波関係三法律の実施状況
調査

昭和二十五年七月二十日
経済安定 佐々木良作
参議院議長佐藤尚武殿
去る二十一日委員長から提出した左の
調査承認要求に対し、議長は即日これ
を承認した。

電気通信事業運営状況に関する
調査承認要求書

一、事件の名称 電気通信事業運営
状況に関する調査

一、調査の目的 昨年六月改編され
た新機構下における電気通信事業
の現状調査

一、利益 事業の能率増進に資し、
且つ今後の事業運営の根本につい
ての資料を得る。

一、方法 関係者より意見を聴取
し、資料を求め、必要に応じ実地
調査を行う。

一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規
則第三十四條第二項により要求す
る。

昭和二十五年七月二十一日

電気通信
委員長 寺尾 豊

参議院議長佐藤尚武殿

電波行政に関する調査承認要求
書

一、事件の名称 電波行政に関する
調査

一、調査の目的 第七回国会にて成
立した電波関係三法律の実施状況
調査

一、利益 新法律の施行並びに主管
官庁改組に伴う事務能率の突増を
把握し今後の審査に資する。
一、方法 関係者より意見を聴取
し、資料を求め、必要に応じ実地
調査を行う。

一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規
則第三十四條第二項により要求す
る。

昭和二十五年七月二十一日

電気通信
委員長 寺尾 豊

参議院議長佐藤尚武殿

去る二十日内閣総理大臣に左の者を第
八回国会政府委員に任命することを承
認した旨回答した。

全国選挙管理委
員会事務局局長 吉岡 恵一君

外務省條約局長 西村 熊雄君

同 管理局局長 倭島 英二君

同 連絡局長 木村四郎七君

同 国家地方官 齋藤 昇君

同 官房長 永山 時雄君

同 資源庁炭政局長 中島 征帆君

去る二十一日内閣総理大臣から、全国
選挙管理委員会事務局局長吉岡恵一君外
六名(前掲議長承認の通り)を第八回国
会政府委員に任命した旨の通知書を受
領した。

一昨二十二日参議院から左の内閣提出
案を受領した。よつて議長は即日これ

を委員会に付託した。

地方税法案 地方行政委員会に付託
証券取引法の一部を改正する法律案
大蔵委員会に付託

日本製鉄株式会社法廃止法案
通商産業委員会に付託

同日衆議院から左の議案を提出した。

よつて議長は即日これを法務委員会に
付託した。

土地家屋調査士法案

鉄道公安職員の職務に関する法律案

同日衆議院から予備審査のため左の議
案が送付された。よつて議長は即日こ
れを建設委員会に付託した。

京都府文化観光都市建設法案（田
中伊三三君外十六名提出）

奈良県文化観光都市建設法案（東
井三代次君外十五名提出）

同日厚生委員会において当選した理事
は左の通りである。

理事 井上なつる君（藤森眞治君補
欠）

同日吉田内閣総理大臣から幣原衆議院
議長宛、第七回国会において議決した
伊東園藝観光温泉文化都市建設法につ
き、住民投票の結果確定の通知書を受
領した旨内容の書を添えて衆議院事務
局長から本院事務局長宛通知があつ
た。

○副議長（三本治朗君） これより本日
の会議を開きます。

日程第一、地方行政調査委員会議事
員の任命に関する件。

去る十三日、内閣総理大臣から地方
行政調査委員会設置法第五條の規定
により湯河元威君を地方行政調査委員
会議員に任命することについて本院

の同意を求めて参りました。本件に関
し同意を與えることに賛成の諸君の起
立を求めます。

〔起立者多数〕

○副議長（三本治朗君） 過半数と認め
ます。よつて本件は同意を與えること
に決しました。

○副議長（三本治朗君） 日程第二、罹
災都市借地借家臨時処理法第二十五條
の二の災害及び同條の規定を適用する
地区を定める法律案（内閣提出）を議題
といたします。先ず委員長長の報告を求
めます。法務委員会理事官城タマヨ
君。

審査報告書

罹災都市借地借家臨時処理法第二
十五條の二の災害及び同條の規定
を適用する地区を定める法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと
議決した。よつて多数意見者の署名
を附し、要領書を添えて、報告す
る。

昭和二十五年七月十九日

法務委員長 北村 一男

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

宮城タマヨ 高橋 道男
鈴木 安幸 山田 佐一
長谷山行毅 須藤 五郎
棚橋 小虎 岡部 常

要領書

一、委員会の決定の理由

罹災都市借地借家臨時処理法第
二十五條の二の規定は、火災、震
災、風水害等の災害を受けた地区
に對して、同法を適用して借地権
等に関して特例を認め、その復興
の促進を図ることを目的とした規
定であるが、去る五月十三日、長
野県西筑摩郡上松町に発生した火
災及び去る六月一日、秋田県北秋
田郡鷹巣町に発生した火災につい
て、その罹災地区は相当広況であ
り、且つ借地面積、借家戸数も相
当多いので、右両町に本法を適用
せんとするのが、本法の趣旨で
あり、時宜に即した措置というべ
きである。

二、事件の利害得失

本法の施行により、上松町、鷹
巣町の復興を促進せしめること大
なりと認める。

三、費用

本法の施行について、別段の費
用を要しない。

罹災都市借地借家臨時処理法第二
十五條の二の災害及び同條の規定
を適用する地区を定める法律案

右
国会に提出する。

昭和二十五年七月十三日

内閣総理大臣 吉田 茂

罹災都市借地借家臨時処理法第二
十五條の二の災害及び同條の規定
を適用する地区を定める法律案
罹災都市借地借家臨時処理法第

二十五條の二の災害及び同條の
規定を適用する地区を定める法
律
罹災都市借地借家臨時処理法（昭
和二十一年法律第十三号）第二十五
條の二の災害を左表上欄記載のと
おり、同欄記載の災害につき同條の規
定を適用する地区を同表下欄記載の
とおり定める。

災	害	地	区
昭和二十五年五月十三日長野西筑 摩郡上松町におこつた火災		長野県西筑摩郡上松町	
昭和二十五年六月一日秋田県北秋 田郡鷹巣町におこつた火災		秋田県北秋田郡鷹巣町	

附 則

この法律は、公布の日から施行す
る。

〔宮城タマヨ君登壇、拍手〕

○宮城タマヨ君 只今上程されました
罹災都市借地借家臨時処理法第二十五
條の二の災害及び同條の規定を適用す
る地区を定める法律案の委員会におき
ましての審議の経過並びに結果につい
て御報告申し上げます。

罹災都市借地借家臨時処理法は、元
来戦災都市の急速な復興を図ることを
目的としたしまして、戦災都市におけ
る借地権等に関して特例を認めた法律
でございますが、その後これを改正し
たし、第二十五條の二の規定を加え

て、戦災のみならず、別に法律で指定
した火災、震災、風水害等の災害の場
合にも同法を適用して、かかる災害地
の復興の促進に資することとしたた
ものでございます。去る五月十三日、
長野県筑摩郡上松町に発生いたしまし
た火災及び去る六月一日秋田県北秋田
郡鷹巣町に発生いたしました火災につ
きましては、罹災地域も相当広く、そ
の区域内の借地面積、借家世帯数も相
当多いので、それら、地元の府県及び
町の要望にも応えて、右の災害につ
き、両町に罹災都市借地借家臨時処理法の
規定を適用しようとするのが本法案の
趣旨でございます。

委員会におきまして慎重審議いたし

ましたが、その詳細は速記録によつて御了承願うことにいたします。委員会におきましての討論は省略の上、採決いたしましたところ、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました次第でございます。右簡單ながら御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(三本治朗君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○副議長(三本治朗君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

〔堂森芳夫君発言の許可を求む〕

○副議長(三本治朗君) 堂森芳夫君。

○堂森芳夫君 私はこの際、医療分業に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○小川久義君 只今の堂森君の動議に賛成をいたします。

○副議長(三本治朗君) 堂森君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(三本治朗君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。堂森芳夫君。

〔堂森芳夫君登壇、拍手〕

○堂森芳夫君 私は日本社会党の立場から、広く一般国民が重大な関心を持つており、又直接利害関係を持つております日本医師会或いは薬剤師会に大

きなショックを与えております。いわゆる医療分業の問題につきまして、数点を挙げまして、政府特に厚生大臣に對しまして質問をいたしたいと思うのであります。

第一に究明いたしたい点は、厚生当局が事新らしく積極的この問題を取上げるに至りました経過を詳細にお尋ねしたいのであります。医療分業の事柄は、すでに八十年前の明治七年に医師法が定められまして、医療分離の原則は確立されたのであります。更に明治二十二年に至りまして薬律が制定されまして、原則的には薬剤師の調剤授與が規定されておりますが、附則において医師の自家投薬を認めることになつております。その後、長い間、医師会・薬剤師会の両団体が激しく論争を闘はせまして、これは国会内においても大きな論議がされて来たことは御承知の通りであります。昭和二十三年に至りまして医師法の改正が行われまして、いわゆる任意分業、即ち患者の自由意思によりまして、みずから好む方法、即ち投薬は医師又は薬剤師のいずれの側よりこれを受くるも自由となつておるのであります。概ねの患者は自由意思によつて、医師による診断並びに投薬という一本化された方法が行われまして、己れの信する医師に身を託するという態度をとつて参つておるのであります。私、全国の各地において、今日問題となつております強

制分業、即ち医療分業に対するいろいろな輿論調査の結果を集めておりますが、その細かい数字は省きまして、石川県の商工会議所において集めました輿論調査の結果の一例を申し上げます。ならば、その九〇%が現在の任意分業、即ち患者が自由に己れの好む医師、或いは薬剤師から投薬を受くるということを支持するような結果が出ておるのでございます。厚生省は最近診療報酬調査会なるものを設けまして、而も当局の意向は、医師の診断料或いは処置料その他技術報酬を決定して、強制分業の根拠並びに前提とするというふうな意向を漏らしております。而もこれは関係方面の提案によるような意向を漏らしておりますが、果してかかる提案がいつ如何なる形でなされたのであるか。更にこれは公式なるものであるかどうか。医療分業の実施は我が国の保健衛生上重大な関係がありまして、医師法、薬事法の根本的改正を必要とする外に、健康保険財政は今日非常な危機に瀕しているものであります。更に強制分業によつてこの保険財政は全く破綻を来すことが明らかでございます。元来かくのごとき国民全般に及ぼす重大案件につきましては、国会の調査審議の結果を持つべきにも拘わらず、何ら法的根拠なきところの俄か作りの診療報酬調査会というものに強制分業の基礎前提となるべき診療報酬決定を委ねるがごときは、誠に

無謀のことと言ねばならないのであります。我々は斯くてこのような態度を首肯できないのであります。私はここに、この調査会設立に至りますまでの詳細なる経過を承わり、いつ如何なる形で関係方面から公式の申出があつたかを承りたいのであります。

第二に質問いたします点は、厚生省当局は如何なる立場から根本的にこの問題に對処せんとしているかというところをお伺いしたいのであります。そもこの医療分業の問題はすでに三十九年來激しい論争が繰返されております。その論点は、国民医療費の軽減、医療の合理化、医療内容の向上というふうな命題が成る程表面に掲げられておりますけれども、その実、医師会及び薬剤師会の両者が互いに利益分配をめぐつて実に執拗な争いを繰返して来たことは否定できないのであります。政府は利益団体であります医師会及び薬剤師会の両団体の利益分配の調整という根拠からではなくして、国民保健衛生の向上充実、更に負担軽減の大きな目標の立場から、真剣にこの問題と取組まねばならんことは当然であります。然るに政府は診療報酬調査会のごとく、この問題を依然として医師と薬剤師との間の利益分配の問題として取上げておるのでございまして、いわゆる、ただ両者の分配の争いの調整にのみ努め、問題の本質から甚だしく逸脱しておるといふことは全く遺憾千万で

あります。かかる態度は国民生活に切実な関係を持つております重要な問題としての取上げ方でないことは当然であります。特に今日社会保障制度は現実に実践の時期に到達してあり、医療の社会化は着々として進展しつつある折柄、この問題と真に真剣に取組むべき時期になつておることは申すまでもありません。單に医療当事者の利益分配調整の観点より出発してあります診療報酬調査会のごときは全く時代錯誤と言ねばなりません。かかる機関は即時廃止すべきであると思ふが、政府の所見を承りたいのであります。

第三は、医療分業の大前提といふべき医療制度の現状と、薬事行政或いは製薬事業の事態との間には大きな開きがあるのであります。この点、厚生大臣の所見を承りたいのであります。我が国の医療制度は、社会保険、国立施設或いは保健所の発達など誠に見るべきものがあるのであります。更に着々社会化への途を進進しておるにも拘わらず、製薬事業は全くの野放しで、而も巨大大資本を持つておる。十指にも上らないような製薬資本家は利潤追求の野放し経済のままに放置してあるのであります。我々の概算によりますと、製薬資本家が支拂いますところの広告料、宣伝料は年間数十億を下らないことは明らかなのであります。製薬資本家は生産費の数倍、数十

倍を越えた値段で大家に売り付けておるのであります。そも／＼国民医療につぎまして恰かも車の両輪のごとき関係にあるべき医療と製薬事業が、一方は社会化への途を辿り、一方は全く相反した利潤追求の野放し経済の方向に走つておるといふことは、誠に矛盾した話であります。今日医師が常に用いますクミチンキ、アルコール、重曹は戦前の五百倍乃至七百倍に騰貴しております。然るに健康保険の点数は戦前の六十五倍に抑えられておるのであります。今日、今日の薬事行政の下では、国民大衆は薬を買うのではなくして、製薬資本家の広告料に大切なお金を支拂つておるといふのが現在の火情であります。(拍手)従つて従来設けられております薬事審議会、製薬資本家を擁護する審議会に對し、これを根本的に改組して、真に医療に従事する医師或いは治療を受ける／＼の国民の代表を加へまして、薬剤の規格、名称を一本に統一し、権威ある機関によりましてこれを公報し、価格の適正化を図り、優秀品を公正な価格で多量に作る／＼こと、かかる方針によつて現在の製薬事業を少数の独占的メーカの手から民主化された統制に切替へねばならんと思ふのであります。(拍手)厚生大臣は如何に考へておられるのでありますか。

私は以上の三点に關しまして、厚生大臣の明確な、詳細な、親切な御答弁を承りたいと思ふのであります。

(拍手)
〔国務大臣黒川武雄君登壇、拍手〕
○国務大臣(黒川武雄君) 堂森議員にお答へいたします。

我が國におきましては医療分業は、お説の通り永年の懸案事項でございますが、昨年のアメリカ薬劑師協會使節團の報告中に、医療分業を実現すべきである／＼の報告がなされております。それに引續きまして、連合國軍總司令部よりも厚生省に對しこの問題の調査方を指示すると共に、本年初頭、日本医師會、日本齒科医師會及び日本藥劑師協會の三団体に對しまして、医療分業実施について結論を出す／＼という指示があつたのでございまして、その後、関係三団体間の協議がまとまらないため、厚生省に三師會並びに學識経験者よりなります臨時診療報酬調査會及び臨時医療制度調査會の二つの調査會を設け、この問題を調査研究することにいたしました。この二つの調査會におきましては、國民の医療費負担を著しく増大させないこと、医療制度関係者の生活を安定させること、及び医療内容を向上させること等の條件を満たす／＼な医療分業制度が可能であるか、可能であるならばその実施の具体的方法、法制的措置等を早急に調査しようとするものでございまして、政府といたしましては、右調査會の結論を待ちまして、所要の措置を講じ、國會の審議をお願いしたいと考へております。

次に、製藥会社並びに藥事審議會等の件につきましては、十分調査研究の上、御趣旨に副いたいと存じております。(拍手)

○栗山重夫君 前國會において、電氣事業再編成の問題、電源開闢の問題、電力金の問題等につきまして調査研究をいたしましたために、特別委員會が設けられましたが、今期國會におきましても引續き電力問題に關する調査のため、三十名よりなる特別委員會を設置せられん／＼の動議を提出いたします。

○鈴木春一君 只今の動議に賛成いたします。

○副議長(三木治朗君) 只今の栗山良夫君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立者多数)

○副議長(三木治朗君) 過半数と認めます。よつて電力問題に關する調査のため、三十名よりなる特別委員會を設け、調査することに決しました。

議長が選任いたしました特別委員の氏名を参事をして朗讀いたさせます。

〔海保参事朗讀〕
電力問題に關する特別委員
秋山俊一郎君 石坂 豊一君
石原幹市郎君 岡田 信次君
古池 信三君 高橋進太郎君

閣 伊能君 中川 以良君
橋本真右衛門君 江田 三郎君
栗山 良夫君 島 清君
三輪 貞治君 森下 政一君
山田 節男君 吉田 法晴君
尾山 三郎君 加賀 操君
野田 俊作君 溝口 三郎君
山川 良一君 結城 安次君
稻垣平太郎君 小川 久義君
鈴木 强平君 西田 隆男君
東 隆君 佐々木良作君
水橋 藤作君 須藤 五郎君

○大隈信幸君 私はこの際、在外同胞引揚問題に關する調査のため、二十名よりなる特別委員會を設置せられん／＼の動議を提出いたします。

○高橋達男君 本員は只今の大隈君の動議に賛成いたします。

○副議長(三木治朗君) 大隈信幸君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立者多数)

○副議長(三木治朗君) 過半数と認めます。よつて在外同胞引揚問題に關する調査のため、二十名よりなる特別委員會を設置することに決しました。

議長が選任いたしました特別委員の氏名を参事をして朗讀いたさせます。

〔海保参事朗讀〕
在外同胞引揚問題に關する特別委員
石川 榮一君 大谷 望潤君
草葉 隆圓君 長島 銀藏君
森田 豊壽君 安井 謙君

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。よつてこれより發議者に對し趣旨説明の發言を許します。栗山良夫君。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。よつてこれより發議者に對し趣旨説明の發言を許します。栗山良夫君。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

電力開闢に對する対日援助見返資金融資の促進に關する決議案
右の議案を國會法第五十六條によつて發議する。
昭和二十五年七月二十一日

内村 清次君 河崎 ナツ君
小酒井義男君 曾根 益君
森崎 隆君 飯島連次郎君
高良 とみ君 杉山 昌作君
鈴木 直人君 木内キヤウ君
紅露 みつ君 千田 正君
堀 貞琴君 兼岩 傳一君

○副議長(三木治朗君) この際、日程に追加して、電源開闢に對する対日見返資金融資の促進に關する決議案(栗山良夫君外五名發議)委員會審査省略要求事件)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。

本決議案につきましては栗山良夫君外五名より委員會審査省略の要求書が提出されております。發議者要求の通り委員會審査を省略し、直ちに本決議案の審議に入ることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。よつてこれより發議者に對し趣旨説明の發言を許します。栗山良夫君。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

電力開闢に對する対日援助見返資金融資の促進に關する決議案
右の議案を國會法第五十六條によつて發議する。
昭和二十五年七月二十一日

発議者

栗山 良夫 廣瀬與兵衛
山川 良一 西田 隆男
佐々木良作 水橋 廉作
参議院議長佐藤尚武殿

電源開発に対する対日援助見返資金融資の促進に関する決議案

わが国の電力事情が産業の再建に重大な支障を與えている事実と鑑み、本院は、昨年五月十六日に水力電源開発に関する決議を行つた。二政府は、この国民あげての要望に応え、昨二十四年度から電力関係に対し重点的に対日援助見返資金の融資を行い、これによつて水力発電所二十六ヶ地点をはじめとして四百九十五件の工事が極めて順調に進捗し、電力安定の前途に光明が與えられた。

然るにこれ等の工事継続のため二十五年度においては約百五十億円の見返り資金の融資を必要とするにもかかわらず第一・四半期分すら融資未確定の有様であつて、このまま推移すれば八月以降は全面的に工事打切りもやむなき窮状に迫られていく。かくてはわが国経済安定の基盤を危くするのみならず、未完成施設の放棄及び工事現場收拾のための多額の損失と関連産業を含めて多数の失業者を生じ、当面の経済界に混乱を招くことは必至である。

政府においては電源開発の重要性を改めて自覚し、工事遂行に支障を

與えないよう見返資金の融資促進につき必要な措置を講ずることを要求する。

右決議する。

〔栗山良夫君登壇、拍手〕

○栗山良夫君 只今上程せられました電源開発に対する対日援助見返資金融資の促進に関する決議案につきまして、発議者の一人といたしまして簡単に提案の理由を説明いたします。

先ず決議案を朗読いたします。

電源開発に対する対日援助見返資金融資の促進に関する決議案

わが国の電力事情が産業の再建に重大な支障を與えている事実と鑑み、本院は、昨年五月十六日に水力電源開発に関する決議を行つた。政府は、この国民あげての要望に

昨二十四年度から電力関係に対し重点的に対日援助見返資金の融資を行い、これによつて水力発電所二十六ヶ地点をはじめとして四百九十五件の工事が極めて順調に進捗し、電力安定の前途に光明が與えられた。

然るにこれ等の工事継続のため二十五年度においては約百五十億円の見返り資金の融資を必要とするにもかかわらず第一・四半期分すら融資未確定の有様であつて、このまま推移すれば八月以降は全面的に工事打切りもやむなき窮状に迫られていく。かくてはわが国経済安定の基盤を危くするのみならず、未完成施設

の放棄及び工事現場收拾のための多額の損失と関連産業を含めて多数の失業者を生じ、当面の経済界に混乱を招くことは必至である。

政府においては電源開発の重要性を改めて自覚し、工事遂行に支障を

與えないよう見返資金の融資促進につき必要な措置を講ずることを要求する。

右決議する。

決議案の趣旨といたしますところは、は案文によりまして凡そ明らかであるところであり、昨年度の御了解を深め、昨年度は電力の不足も解消したかの感があるのではありませんが、その際電力設備の改良整備、十数年振りと言われるところの河川の豊水と、経済界、産業界の不振等によりまして、このかりそめの安定状態でありまして、根本的な電力安定を得た結果でない事実を先ず私共が深く了解しなければならぬのであります。天然の現象でありまして、この異常豊水は何時失われるものでありますか誰も保証できないのであります。政府の施策である火力料金制度の重圧が生産や国民生活に大きな影響を與えておりますことは、前国会においてつづきに討議せられた通りであります。我が国生産の復興が漸くその緒についたばかりの現在、而も金詰りと有効需要の減退

に陥つた昨今におきまして、辛うじて安定を保つております電力の需給が、一旦渾水や産業の隆昌に見舞われましてときには、如何ような状態に陥りますか極めて明瞭であります。産業設備の拡充に比しまして著しく長期を要する電源拡充は、到底電力の需用の増加に應ずることができませず、大きな混乱を巻き起しますことは火を見るより明らかであります。かような事態を憂へまして、電力安定の根本策といたしまして、本院におきましては、昨年五月十六日に水力電源開発に関する決議が採択されたのであります。幸いにいたしましてその翌月には関係方面より電源開発工事の認証が與えられ、最大の難点でありました資金につきまして、昨年十二月以降三月までに九十八億円の見返資金融資が行われたのであります。これによりまして、全国に亘り、水力発電所二十六ヶ地点、火力発電所七ヶ所、その他送電線、変電所等多数の工事が起工せられて、国民に多くの希望を與えて参つたのであります。多数の工事の中には、年度を区切つて竣工して行くものもありまして、最も重要工事である水力電源の開発は、二年、三年或いは更に長期を要しまして、第二年度に當る今年度は、工事現場におけるところの土建工事にいたしまして、工場における機械器具の製作にいたしまして、活況を呈するときでありまして、従つて資金需

要も多額に上り、且つ旺盛であるのであります。特に夏季渾水期は、河川を縮切り、ダム基礎工事を行う好期として、工事の進展上最も大切な時期なのであります。九月の出水期前にこの縮切り工事が完了できるか否かは、工程においても半年又は一年の遅延を来たすか否かの分岐点と相成るのであります。かように、年度的に見まして、季節的に見ましても、開発工事に對して重要な時期に際し、新聞紙上に散見いたしますがごとく、電源開発に對する見返資金の融資が停止せられますことは、私共の最も遺憾とするところであり、工事継続のため本年度は見返資金約百五十億円を要するのであります。私共の調査によりますと、現在までに本年度見返資金は第一・四半期分さへ融資されていないのであります。僅かに只今は前年度の繰越金及び各業者の自己資金によりまして工事を辛うじて繋いでおりますが、工事継続を更にいたすといひまして、あと一ヶ月を待たない状態にあるのであります。万一見返資金がこのまま停止される場合におきましては、前述のごとく工事の重要な時期を逸するのみに止まらず、電力安定、延いては我が国経済復興の希望が失われ、設備の未完成により、すでに投資された資金の大部分が無価値となり、工事打切りに伴う危険防止のため

の応急工事や、工事契約破棄に伴うと

この補償、或いは失業労働者に対する
婦国手当等、無益の出費を要し、見
返資金融資の本来の趣旨とは凡そ反対
の結果となるのであります。若しそ
れ、見返資金の使用法につきまして問
題があるとしたしするならば、それ
はそれ／＼適宜に調整すべき方法が
のずからあるのであります。

政府におきましてはこれらの事情を
勘案し、本来の目的たる電源開発に支
障を與えないよう至急万全の措置を講
ずることを要求するものであります。
以上が提案趣旨の概要でございます。

電源開発工事は現に全国的に進行中
であり、見返資金の融資停止がこのま
ま続きますならば、やがては国民の身
近な問題として差迫つて来ることをお
考え頂きまして、是非とも本決議案に
各位の御賛同をお願いいたすものであ
ります。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 別に御発言も
なければ、これより本決議案の採決を
いたします。本決議案に賛成の諸君の
起立を求めます。

(起立者多数)

○副議長(三木治朗君) 過半数と認め
ます。よつて本決議案は可決せられま
した。

只今の決議に対し通商産業大臣より
発言を求められました。横尾通商産業
大臣。

(國務大臣横尾龍君登壇、拍手)

○國務大臣(横尾龍君) 只今御決議に

なりました電源開発の問題の決議に対
し、政府の所信を披瀝したいと考えま
す。

政府におきましては、電力不足の現
状を打開し、我が国の産業界の再建を
図るために、電源開発を強力に推進す
ることとし、昨二十四年度において水力
二十六ヶ所、三十五万七千キロワッ
ト、火力七ヶ所、二十三万キロワッ
トの建設工事に対し、約百億の対日援助
見返資金の融資を仰いだのでございま
す。これらの工事はいずれも順調に進
捗し、一部発電所がすでに完成を見た
状況でございます。本年度において、
これら継続工事の進捗を図る外、更に
将来の需用増加を考慮し、新規工事に
して約二十万キロワットの開発を行
うべく、これが資金として見返資金から
約百五十億円の融資を仰がんとするも
のでございます。電力開発を促進し、
殊に継続事業の順調な施行を図る必要
があるので、政府におきましては、本
件見返資金の融資の促進について、夙に
関係方面と折衝して来たのであります
が、電力事業の再編成法案の取扱と
関連いたしましたして、未だ関係方面の了
解を得ることを得ないのでございます。
政府といたしましては、一方において
懸案の電気事業再編成の促進を図るに
共、電源開発に対する対日援助見返資金
の融資の早期実現に更に一層の努
力を傾注し、当院の決議に応じたい所
存でございます。さよう御了承をお願い
いたします。

○副議長(三木治朗君) 本日の議事日
程はこれにて終了いたしました。次会
の議事日程は決定次第公報を以て御通
知いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午前十一時十一分散会

○本日の会議に付した事件
一、日程第一 地方行政調査委員会
議委員の任命に関する件
一、日程第二 罹災都市借地債家臨
時処理法第二十五條の二の災害及
び同條の規定を適用する地区を定
める法律案

一、医療分業に関する緊急質問
一、電力問題に関する特別委員会設
置の件
一、在外同胞引揚問題に関する特別
委員会設置の件
一、電源開発に対する対日援助見返
資金融資の促進に関する決議案

出席者は左の通り。

議長 三木 治朗君

議員

結城 安次君 山内 良一君
山本 勇造君 山内 卓郎君
山崎 恒君 村山 義一君
宮城タマヨ君 溝口 三郎君
前田 穰君 波多野林一君
野田 俊作君 西田 天香君
徳川 宗敬君 常岡 一郎君

伊達源一郎君 高橋 道男君
高橋龍太郎君 高木 正夫君
鈴木 直人君 杉山 昌作君
新谷寅三郎君 島村 軍次君
西郷吉之助君 高良 とみ君
小林 政夫君 楠見 義男君
木下 辰雄君 河井 彌八君
片柳 眞吉君 柏木 庫治君
加藤 正人君 加賀 操君
奥 むねお君 岡本 愛祐君
岡部 常君 尾山 三郎君
尾崎 行輝君 小野 哲君
草葉 隆圓君 城 義臣君
郡 祐君 木村 守江君
長島 銀藏君 秋山俊一郎君
高橋進太郎君 仁田 竹一君
上原 正吉君 土屋 俊三君
森田 豊壽君 石川 榮一君
大谷 肇潤君 九鬼教十郎君
深水 六郎君 鈴木 恭一君
大矢半次郎君 野田 卯一君
植竹 春彦君 鈴木 安孝君
石坂 豊一君 岩沢 忠恭君
北村 一男君 橋本萬右衛門君
徳川 頼貞君 工藤 鐵男君
小杉 繁安君 小串 清一君
飯島連次郎君 井上なつゑ君
赤澤 興仁君 赤木 正雄君
黒田 英雄君 廣瀬與兵衛君
川村 松助君 大野木秀次郎君
杉原 荒太君 長谷山行教君
愛知 揆一君 古池 信三君
加藤 武徳君 平井 太郎君

山本 米治君 岡田 信次君
西川甚五郎君 石村 幸作君
田方 進君 池田宇右衛門君
入交 太蔵君 石原幹市郎君
三好 始君 深川タマエ君
大島 定吉君 谷口弥三郎君
有馬 英二君 油井賢太郎君
西山 龜七君 山田 佐一君
堀 末治君 櫻内 義雄君
西田 隆男君 中井 光次君
重宗 雄三君 平岡 市三君
左藤 義詮君 小林 英三君
櫻内 辰郎君 一松 定吉君
鬼丸 義清君 青山 正一君
門田 定蔵君 カニエ邦彦君
島 清君 加藤シヅエ君
若木 勝蔵君 永井純一郎君
三橋大次郎君 原 虎一君
高田なほ子君 小林 孝平君
山花 秀雄君 松浦 清一君
菊川 孝夫君 深川榮左門君
赤松 常子君 菊田 七平君
山田 節男君 三輪 貞治君
成瀬 幡治君 大隈 信幸君
田中 一君 前之園喜一郎君
岩木 哲夫君 岩男 仁藏君
小笠原三男君 駒井 藤平君
吉田 法晴君 小川 久義君
境野 清雄君 江田 三郎君
大野 幸一君 中村 正雄君
細川 嘉六君 須藤 五郎君
岩間 正男君 兼岩 傳一君
千葉 信君 鈴木 清君

水橋 藤作君	堂森 芳夫君
梅津 錦一君	岡村文四郎君
東 隆君	森 入三一君
小林 亦治君	岩崎正三郎君
相馬 助治君	千田 正君
三浦 辰雄君	石川 清君
松浦 定義君	小松 正雄君
堀木 鐵三君	松原 一彦君
内村 清次君	小酒井義男君
栗山 良夫君	曾根 益君
矢嶋 三義君	西園寺公一君
佐々木良作君	木下 源吾君
棚橋 小虎君	河崎 ナツ君
上條 愛一君	平林 太一君
羽生 三七君	
國務大臣	
厚生 大臣 黒川 武雄君	
通商産業大臣 横尾 龍君	
國務大臣 林 護治君	
政府委員	
内閣官房長官 岡崎 勝男君	
法務政務次官 高木 松吉君	
外務政務次官 草葉 隆圓君	
外務省條約局長 西村 龍雄君	
厚生省保險局長 安田 巖君	

定價 一部 六円五十銭

送料 夾費

發行所

東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話 九段五三一
振替東京一九〇〇〇官報課